



渡名喜村

公共施設等総合管理計画 推進基本方針

平成 28 年 2 月

目次

I	渡名喜村の現状と課題	1
(1)	村有施設の現状	1
(2)	財政状況の変化	3
(3)	社会状況の変化	4
II	公共施設等総合管理計画策定の概要と必要性	4
III	公共施設等総合管理計画の導入効果	5
IV	公共施設等総合管理計画の対象施設	6
(1)	施設の規模	7
(2)	施設の用途	7
(3)	構造	7
V	公共施設等総合管理計画推進基本方針策定の目的	7
VI	公共施設等総合管理計画推進の基本的な考え方・方向性	7
(1)	施設の計画的な維持管理	7
(2)	建築物の目標使用年数	7
(3)	村民ニーズや社会的要請への対応	7
(4)	既存施設の有効活用や統廃合	7
VII	公共施設等総合管理計画推進の実施方策	8
(1)	公共建築物	8
VIII	公共施設等総合管理計画の推進体制	9
(1)	庁内推進体制の構築	9
(2)	予算編成部局との連携	9
(3)	職員の意識改革の推進	9



I 渡名喜村の現状と課題

(1) 村有施設の現状

現在、本村が保有する公共施設は、行政窓口機能としての役場庁舎やコミュニティ機能としての多目的活動施設、保健・福祉機能としての保健センター・老人福祉センター・歯科診療所などの建物が 22 施設あり、道路や水道などのインフラ施設が村道総延長 9,024.9m. 導入管延長 114m. 送水管延長 325m. 配水管延長 5,615m. などとなっている。

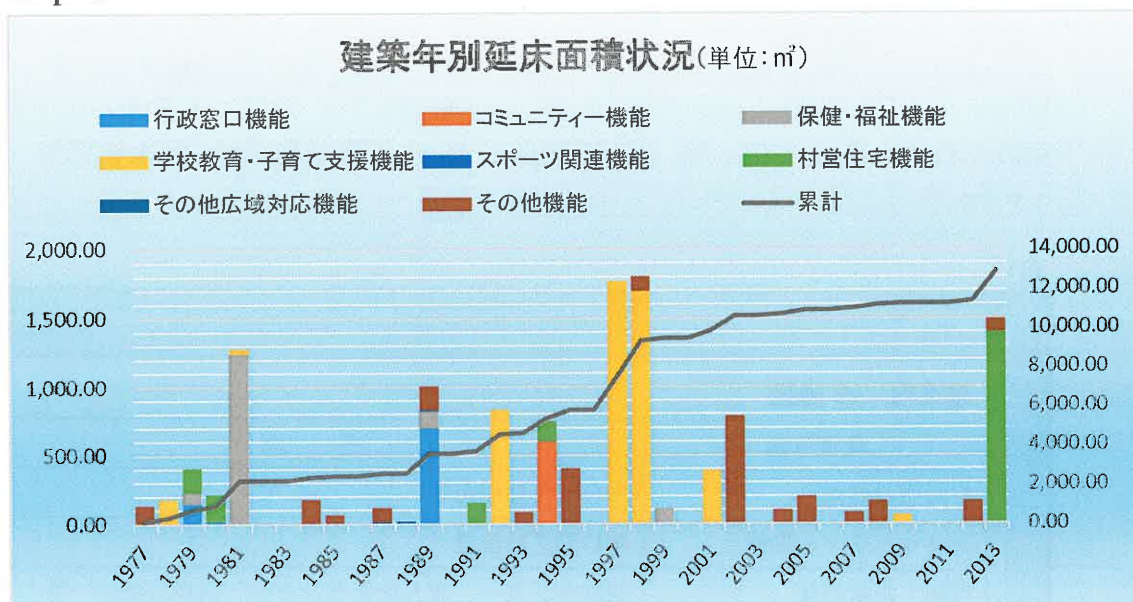
表1

建築物 22 施設	
機能分類	内 訳
行政窓口機能	庁舎（役場庁舎等）
コミュニティ機能	多目的活動施設
保健・福祉機能	保健センター 老人福祉センター 歯科診療所 等
学校教育・子育て支援機能	小・中学校 幼稚園
スポーツ関連機能	パークゴルフ場クラブハウス
村営住宅機能	多用途住宅 教員住宅
その他広域対応機能	利便施設
その他機能	農林水産関係施設 防災施設 ごみ処理施設 等

インフラ	
分類	内 訳
道路	村道総延長 9,024.9m.
上水道	導入管延長 114m. 送水管延長 325m. 配水管延長 5,615m.
下水道	汚水管延長 6km. 雨水管延長 5km.

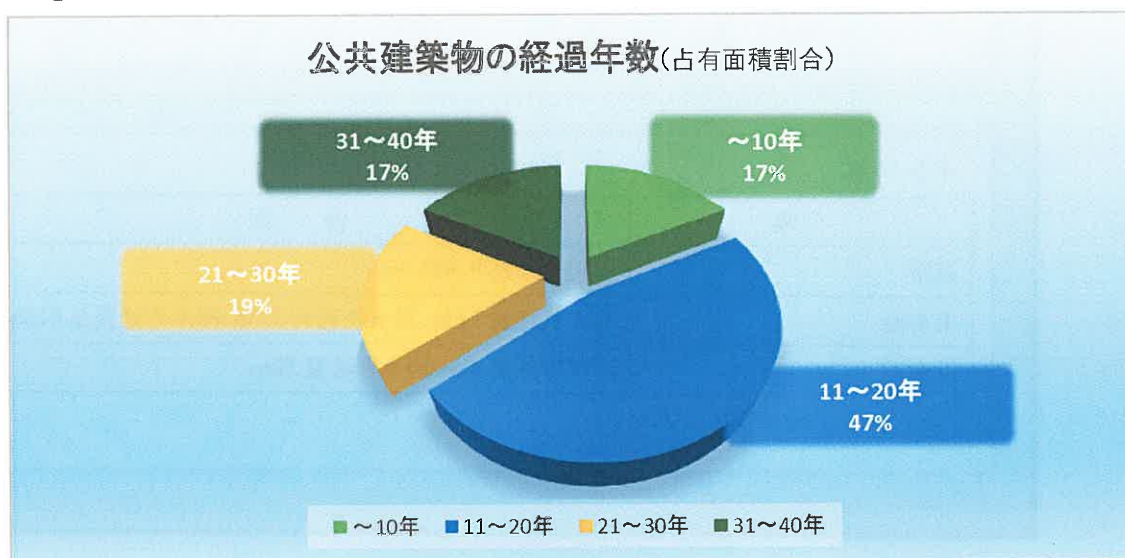
これらの施設は、需要が拡大した時期を経て整備され、その後も村民ニーズの多様化への対応やサービス向上のためにその充実の必要性のもと整備が進められてきた。

Graph 1



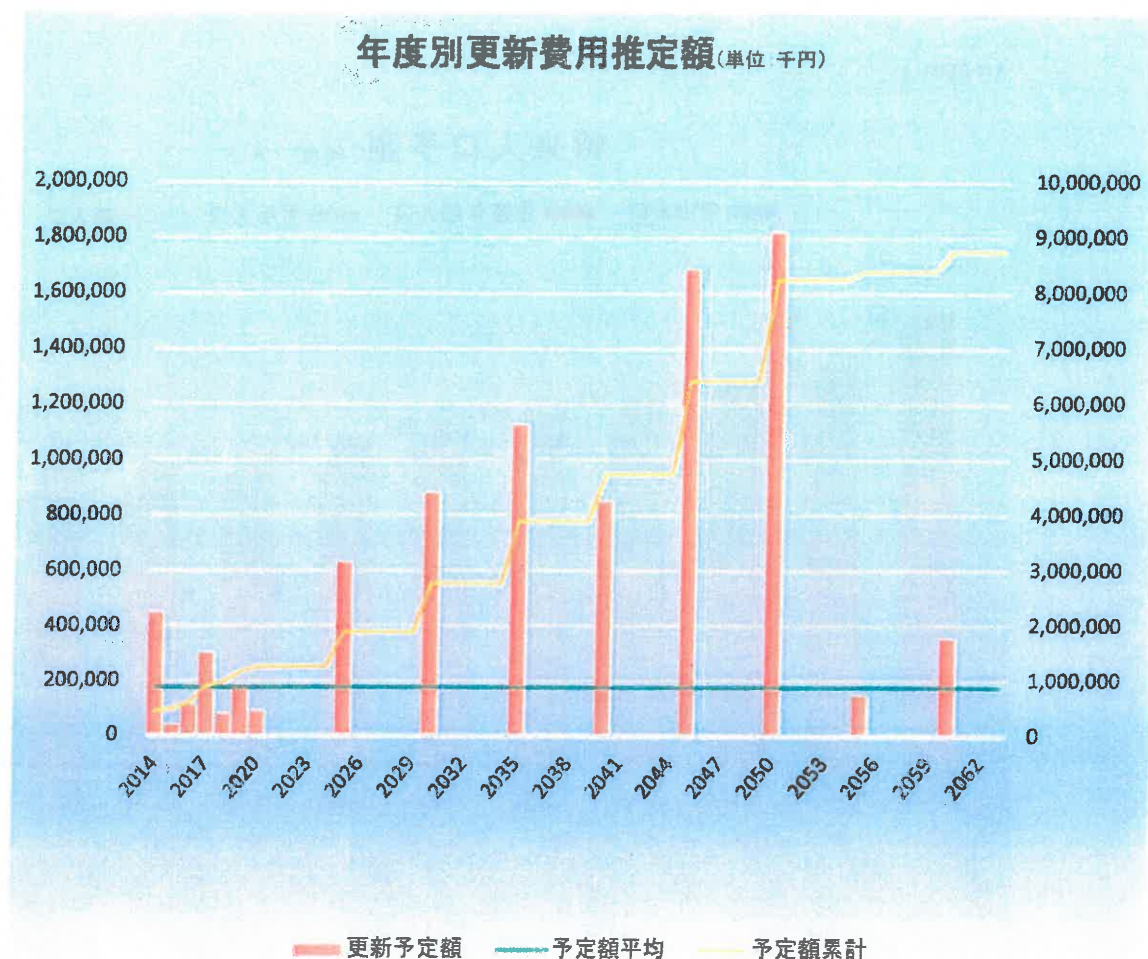
また、今までは多くの施設について更新需要が比較的少なかったものの、今後は更新時期が集中して到来することも懸念され、大きな財政負担を強いられることが予想される。

Graph 2



道路や上下水道も含め既存の施設を耐用年数まで使用し、全ての施設を同規模で更新すると仮定した場合、10年後位から徐々に更新費用が増加し、ピークを迎える35年後（平成62年）には単年度の更新費用が約18億円となることが予想される。また、今後50年間の更新費用の総額は約87億円に上り、平均にすると約1億7千5百万円の更新費用が毎年度必要となる見込みである。

Graph 3



(2) 財政状況の変化

本村の歳入については、低迷する経済情勢や人口減少、少子高齢化の進行により、村税収入、地方交付税等一般財源の大幅な増加は期待できない状況にある。

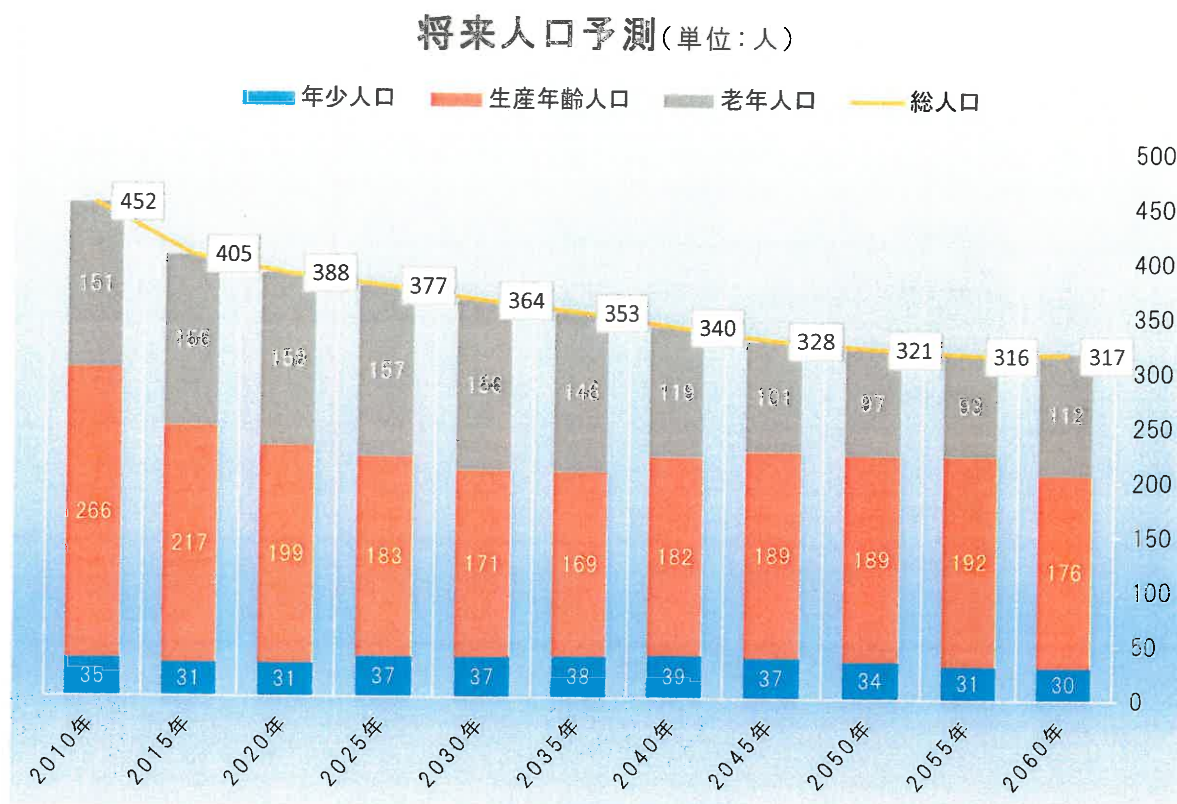
一方、歳出においては、行政改革による歳出の削減に取り組んではいるものの、少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えられる。

このように、今後公共施設の更新や維持管理に充当できる予算は、さらに厳しい状況となるため、「既にあるものを活かす」という発想に立って、計画的・効率的な施設の維持管理に努めるとともに、安全性と村民ニーズなどの観点から既存施設の更新及び新規施設整備の優先順位付けを行う必要がある。

(3) 社会状況の変化

平成 22 年（2010 年）には 452 人だった本村の人口は、平成 32 年（2020 年）には 400 人を割り、生産年齢人口並びに年少人口が大幅に減少することが予測されている（渡名喜村人口ビジョン参照）。このような人口の減少や人口構成の変化に合わせ、使用頻度が少なくなった施設の用途の見直しや統廃合などの既存施設の有効活用、バリアフリー化など高齢化社会に対応できる施設整備、少子化に歯止めをかける意味での子育て支援機能の充実などを図っていく必要がある。

Graph 4



II 公共施設等総合管理計画策定の概要と必要性

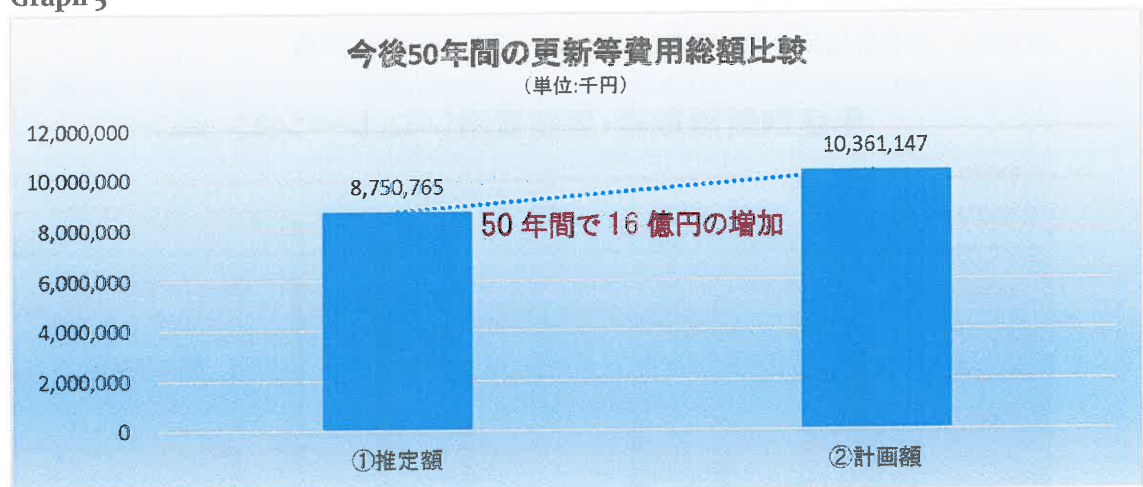
本村における公共施設等総合管理計画とは、長期的（10年基準）かつ経営的な視点で公共施設等を管理・活用する取り組みであり、具体的には将来的な施設の老朽度合いや発生する維持管理費用を予測し、計画的に施設の修繕、改修、更新、処分、統廃合を行うことを意味する。

これまでの課題に対応するため公共施設等総合管理計画を効果的に推進し、村民の多様なニーズを踏まえた上での公共施設の安全性や利便性・快適性等のサービスレベルの向上や確保を図りつつ、施設の長寿命化、更新費用の平準化・低減、さらには施設の統廃合に取り組むことにより、これまでに蓄積してきた公共施設等を良質な資産として、次の世代に引き継げるよう財政負担をマネジメントしながら適切な村運営を実現する必要がある。

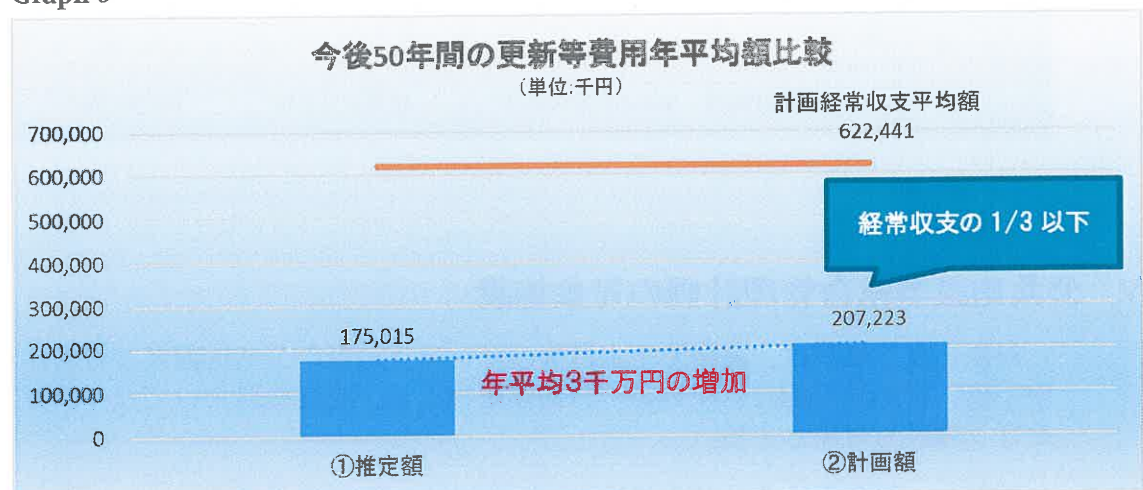
III 公共施設等総合管理計画の導入効果

本村が保有する公共施設等について「①耐用年数に応じて更新（建て替え）を行なう場合（推定額）」と「②公共施設等総合管理計画に沿って新規整備や更新を行なう場合（計画額）」の今後50年間に発生する更新費用等を比較したところ、①の場合では約88億円が見込まれるのに対し、②の場合では104億円が見込まれ、約16億円（年平均3千万円）が増加することになる。但し、②は施設等の長寿命化や統廃合、最適（縮小）化等の検討を行った上で、安全性や村民ニーズの緊急性、優先度等について検討した結果であり、その負担額が財政面のシミュレーションにおいて指標とすべき経常収支（年平均6億円）の3分の1以下であることに着目すべきである。すなわち、ただ漠然と村民ニーズ等に応じて新規整備や更新を行なうといったことではなく、定期的・計画的な点検等に取り組むことで予防保全による施設の長寿命化に努め、人口推計を踏まえた上で統廃合や最適（縮小）化を図ることにより、将来的に発生する財政負担の軽減を図るといった点で導入効果は大きいと言える。

Graph 5



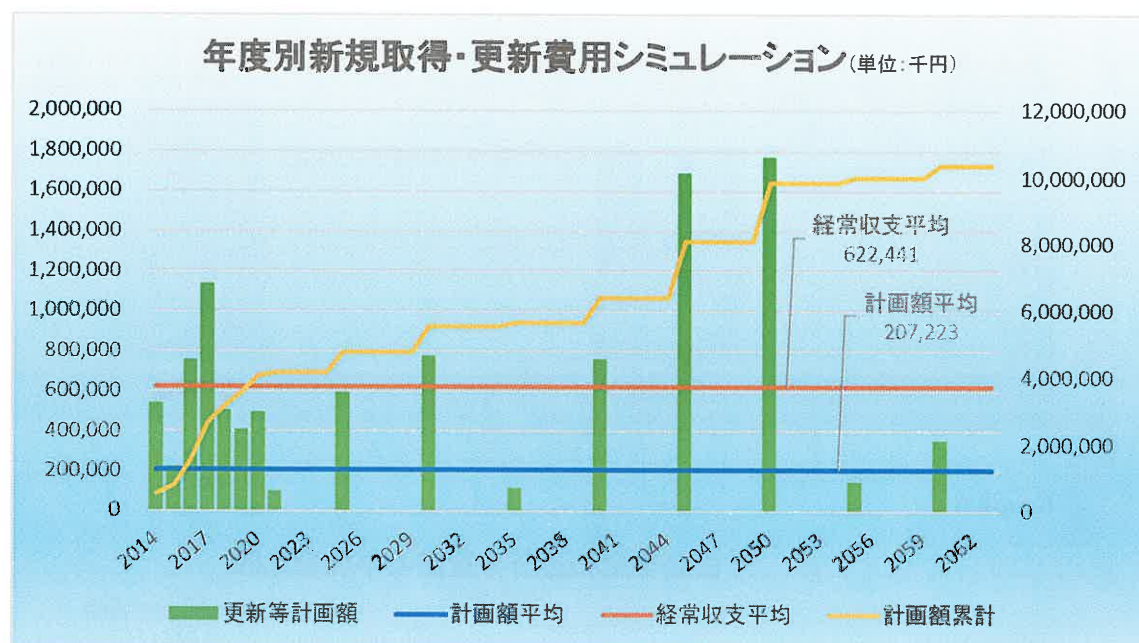
Graph 6



Graph 8 ①耐用年数等に応じて更新を行なう場合



Graph 7 ②公共施設等総合管理計画に沿って更新等を行なう場合



IV 公共施設等総合管理計画の対象施設

対象となる施設は、道路や下水道等のインフラ分野の公共施設及び村営住宅や小中学校、村民利用施設、庁舎等の公共建築物とし、既存施設だけでなく新設・改築を行う施設も対象とする。

ただし、対象とする公共建築物については次のとおりとする。

(1) 施設の規模

建築基準法の定期点検対象建築物を考慮し、原則として延べ床面積 100 m²以上の建築物とし、階数は問わないものとする。

(2) 施設の用途

建築物の重要性や利用状況、建築設備の種類などを勘案し、倉庫などの用途に使われている施設は除くものとする。

(3) 構造

仮設的な簡易構造の建築物を除く全ての構造を対象とする。

V 公共施設等総合管理計画推進基本方針策定の目的

公共施設等総合管理計画についての考え方や方向性、実施方策、推進体制などの基本方針を定め、公共施設等総合管理計画の円滑な導入及び効果的な推進を図ることを策定の目的とする。

VI 公共施設等総合管理計画推進の基本的な考え方・方向性

(1) 施設の計画的な維持管理

これまでの対処法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換し、施設の劣化が進行する前に計画的な維持管理（予防保全）を実施していくことで、施設の長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストを縮減する。

(2) 建築物の目標使用年数

建築物のライフサイクルの長寿命化の考え方に立ち、建築物の目標使用年数の長期化を図る。

(3) 村民ニーズや社会的要請への対応

村民ニーズや環境問題・バリアフリーなどの社会的要請に対応した施設整備・運営管理を目指す。

(4) 既存施設の有効活用や統廃合

既存の施設については用途の見直しや統廃合を含め、多様な手法によりその有効活用を推進し、財政負担の軽減及び効果的な村民サービスの提供を図る。

また、施設の新設や改築にあたっては、その他計画等との整合性を図りつつ、校区の再編や周辺施設との複合化も併せて検討し、積極的に既存施設の有効活用を進め、可能な限り新規施設整備の抑制を図る。

VII 公共施設等総合管理計画推進の実施方策

(1) 公共建築物

① 施設のデータベース化

施設に関する情報の一元化及び共有化を図る目的で固定資産台帳のデータを有効活用した施設カルテを整備し、データベース化に取り組む。

② 維持保全業務の適正化

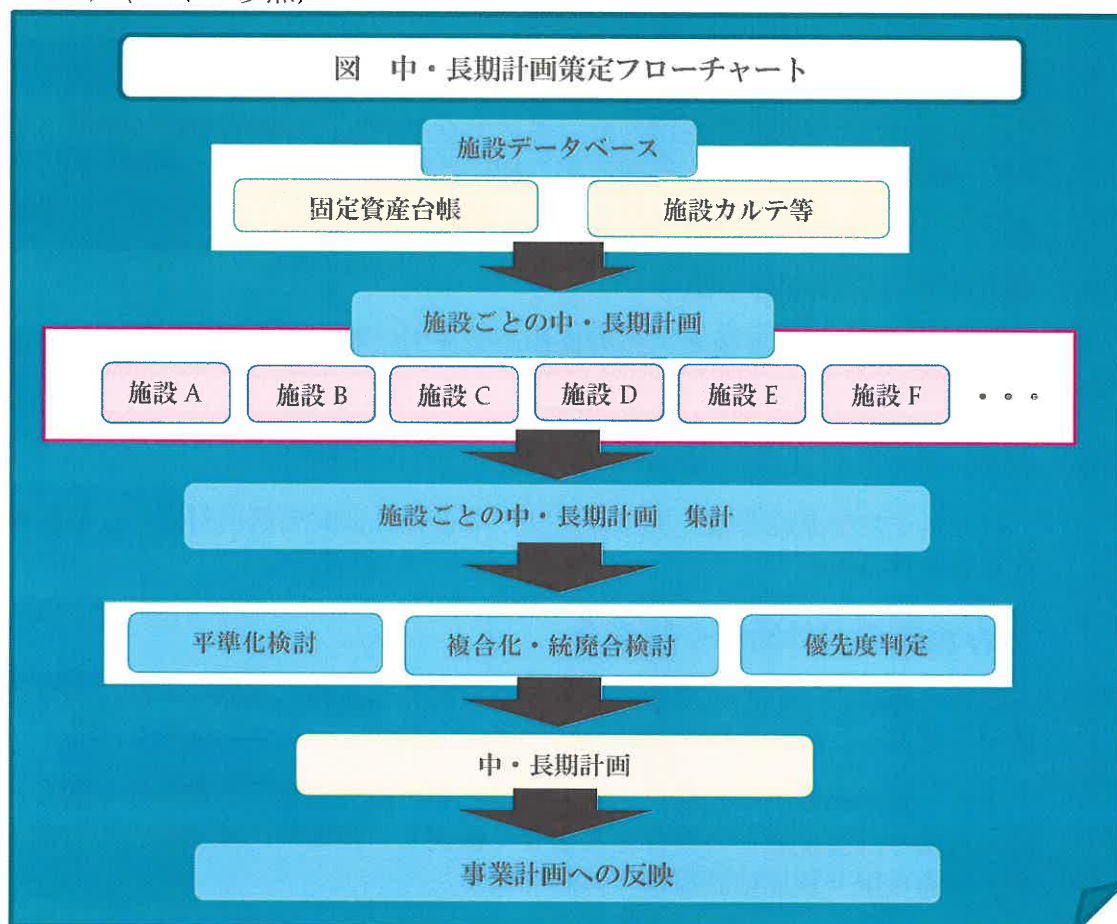
日常の施設点検方法や応急的な修繕等について検討し、維持保全業務の適正化・効率化を図る。

③ 施設評価の実施

施設データベースを活用し、各施設の老朽度合いの原状や将来予測、今後必要となる修繕・改修の時期やコスト等の施設評価を実施する。

④ 施設の中・長期的な整備・保全計画の策定

施設の長寿命化や有効活用、維持管理費用の平準化、施設更新順位の公正化などを図るため、施設評価に基づく中・長期計画を策定する。（図 中・長期計画策定フローチャート 参照）



⑤ 維持管理コストの適正化

施設維持管理コストについて、経年変化の分析や異常値の把握、施設間での使用量比較等を行い、データ分析に基づく運営方法の改善や改修等を実施することにより、維持管理コストの適正化を図る。

⑥ 公共施設白書の作成

既存施設の有効活用や統廃合について検討するための基礎資料として、公共施設の維持管理に係るコストや建物の老朽化状況、利用状況などについて、用途ごとに整理・分析し、可視化した「公共施設白書」を作成する。

VIII 公共施設等総合管理計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の構築

公共施設等総合管理計画を効率的・機能的に推進していくための体制を整備し、予算編成部局や施設担当部局との連携・支援体制を構築する。

(2) 予算編成部局との連携

施設の長寿命化計画や中・長期計画は、予防保全工事にかかる予算が確保できることを前提として策定することから、効率的・効果的な公共施設等総合管理計画を実施するためには、予算編成部局との連携が必要不可欠である。

そのため、公共施設等総合管理計画の導入により、新たに必要となる予防保全工事にかかる予算については、中・長期計画等に基づいて事業計画に反映させるなど、優先的・継続的な予算の確保に努める。

(3) 職員の意識改革の推進

全庁的に公共施設等総合管理計画を推進するためには、職員が施設の現状や公共施設等総合管理計画の導入意義などを十分理解し、これまでの対処療法的な維持管理から、経営的視点に立った計画的な維持管理へと方向転換を図っていくとともに、職員自らが創意工夫をしていくことが重要である。そのためには研修会等を通じて職員の啓発に努め、施設経営のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとする。



渡名喜村 公共施設等総合管理計画 推進基本方針

作 成 者:渡名喜村役場

作 成 日:平成 28 年 2 月 22 日

協力機関:九州コミュニケーションサービス(株)
